

平成 29 年度グリーンボンド発行モデル創出事業に係る  
モデル発行事例のグリーンボンドガイドライン適合性確認  
業務（その 2）

# 発行前報告書

2018 年 3 月 30 日

株式会社格付投資情報センター

## 目次

1. 適合性確認対象の概要.....	2
【ESCO 事業とは】 .....	2
2.発行予定条件 .....	2
3.グリーンボンドフレームワークの形成に至る経緯.....	3
【ESCO 事業の課題と本プロジェクトの意義について】 .....	3
4.スキーム図.....	4
5.スキームの流れ .....	4
6.発行体その他のスキーム関係者 .....	5
7.想定スケジュール.....	6
8.グリーンボンドフレームワークの適合性確認結果の概要.....	7
9.グリーンボンドフレームワークの内容.....	9
1.調達資金の使途.....	9
2.プロジェクトの評価・選定のプロセス .....	10
3.調達資金の管理.....	10
4.レポーティング.....	11
5.外部機関によるレビュー .....	11
10.グリーンボンドフレームワークの適合性確認結果.....	12
＜別添 1＞グリーンボンドガイドライン 2017 年版への項目別適合状況.....	13
1.調達資金の使途.....	13
2.プロジェクトの評価及び選定のプロセス.....	15
3.調達資金の管理.....	17
4.レポーティング.....	19
5.外部機関によるレビュー .....	21
＜別添 2＞確認情報一覧.....	24

## 1. 適合性確認対象の概要

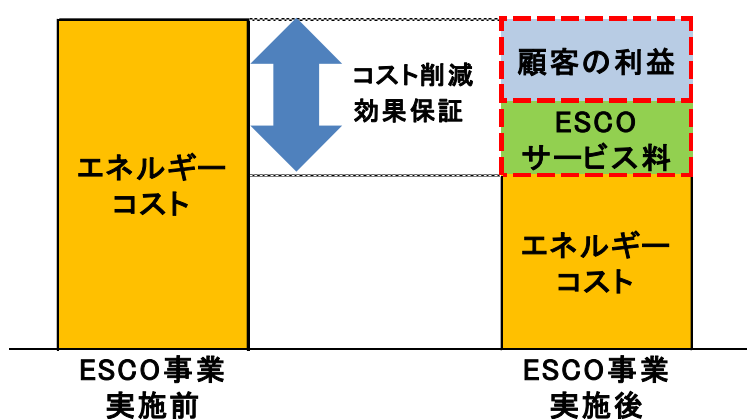
平成 29 年度グリーンボンド発行モデル創出事業に基づき、グリーンボンドガイドラインへの適合性を確認する対象は、省エネルギー事業を裏付とするグリーンボンドのフレームワークであり、対象事業は、北陸 3 県（富山県、石川県、福井県）の自治体が所有する既存照明設備（施設照明や街路灯など）を、LED 照明に交換し、省エネルギー化を図るプロジェクトである。

本プロジェクトは ESCO（下記コラム参照）により実施される。自治体が事業者、既存照明設備の LED 化に伴う調査、設計、施工、維持管理等の包括的な業務を委託する代わりに、LED 化により削減した光熱費の中から対価（サービス料）を 10 年にわたって支払う仕組みである。事業者は LED 化に伴う資本費、維持管理費等を負担し、サービス料により資金回収を行うこととなる（ファイナンスリースと類似）。事業期間中は事業者が設備を所有するものの、終了時には設備を自治体に無償譲渡することが想定される。

グリーンボンドの発行体は、本プロジェクトのために設立される SPC である北陸グリーンボンド 1 号事業(株)（仮称）（以下、北陸 GB 事業 SPC）であり、自治体より支払われるサービス料を原資に、グリーンボンドの利払い、償還を行う。

### 【ESCO 事業とは】

ESCO（エスコ、Energy Service Company の略）とは、建物等の省エネルギー改修に関する包括的な業務（省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など）を事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からサービス料が支払われる事業である。



契約形態は初期投資費用の負担主体により 2 種類に分かれており、初期投資費用を事業者が負担するものを「シェアード・セイビングス契約」、顧客が負担するものを「ギャランティード・セイビングス契約」という。前者であれば、建物等の所有者は、多額の初期費用を負担することなく省エネルギー改修を実施することができ、前者の利用割合が高い。本件でも、「シェアード・セイビングス契約」が想定されている。

ことなく省エネルギー改修を実施することができ、前者の利用割合が高い。本件でも、「シェアード・セイビングス契約」が想定されている。

## 2. 発行予定条件

発行体	金額	年限	発行時期
北陸グリーンボンド 1 号事業株式会社	100 億円程度	約 12 年	平成 31 年度

(仮称)	(予定)	(予定)	第二四半期(予定)
------	------	------	-----------

※年限は、準備期間 2 年+ESCO 契約期間 10 年を想定。

### 3.グリーンボンドフレームワークの形成に至る経緯

本グリーンボンドは、北陸 3 県で省エネルギー診断等の事業を営む 3 社(以下、発起人)により発行に向けたフレームワークが検討され、環境省のガイドラインに則ったモデル発行事例として応募されたものである。

北陸 3 県の自治体は照明設備の LED 化を進めているものの、ESCO による LED 化事業の場合、事業者が長期かつ多額の資金調達を必要とすることから、比較的規模の小さな地元企業は受注することが難しかった。こうした中、発起人は SPC を介してグリーンボンドを発行し、事業者の資金調達を支援することにより、地元企業が参入し易くするスキームを考案した。また、当該事業スキームとすることで、各自治体の手間や費用を抑え、比較的規模の小さな自治体でも ESCO による環境活動に取り組みやすくなる。今後、このスキームを北陸 3 県の自治体に提案していく予定である。

発起人は、このスキームを用いた ESCO による LED 化を推進することにより、自治体の環境対策に寄与するだけでなく、地域経済の発展に貢献することを目指している。

#### 【ESCO 事業の課題と本プロジェクトの意義について】

ESCO 事業は、建物等の省エネルギー改修に関する包括的な業務を提供するものであり、必ずしも業務負担が規模に連動するわけではないことから、一定の工事費用（5000 万円程度<sup>1)</sup>がないとビジネスとして成立し難い。また、初期投資費用を、省エネルギーによる光熱費削減コスト分で長期に亘り全額回収することを意図していることから、事業者が資金調達を行うシェアード・セイビングス契約においても、建物等の所有者（顧客）や事業者の信用力が相応に高い、プロジェクトの事業性が高い（省エネ効果の実現性が高い）等の事業でない、リース会社や銀行等の与信が得られ難い。

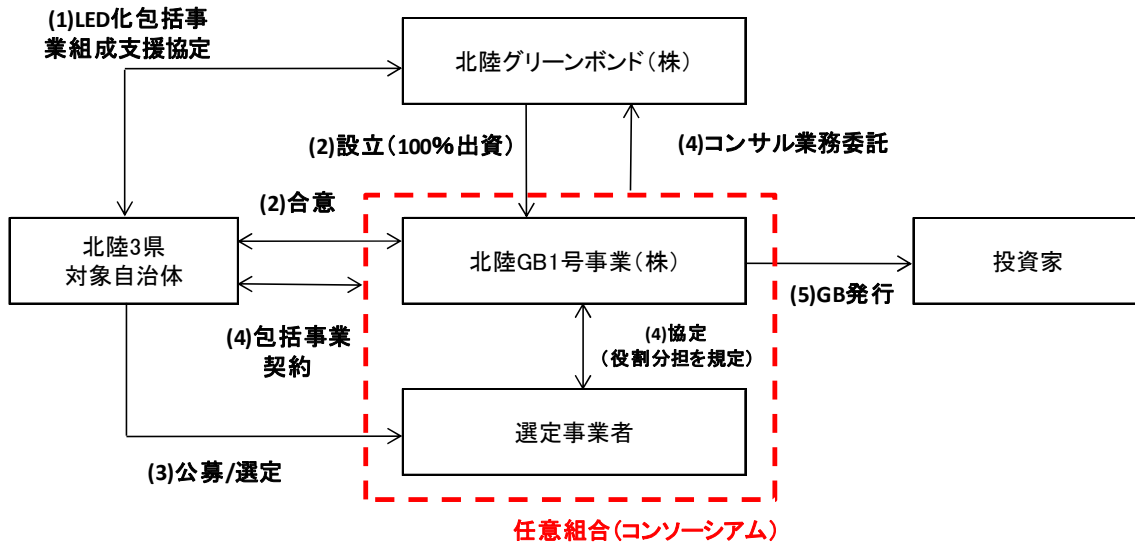
自治体向けの照明設備 LED 化の ESCO 事業は、省エネ効果の実現性や顧客側の信用力の観点から、事業の実現性が相応に高いものの、資金調達面や業務提供の総合力において大手の事業者により有利となり易く、地元の中小企業が元請けとして受注することが容易ではない。また、規模の小さい自治体では、ESCO 事業の公募に伴う実務を行うノウハウや体制が必ずしも十分ではない。

発起人は、資金調達やノウハウの提供といった支援を行うことで、自治体における ESCO 事業の実施や、ESCO 事業への地元企業の参入を促そうと考えている。

なお、類似のグリーンボンドの事例として、米州開発銀行が 2015 年に立ち上げたグリーンボンドの資金調達スキームが挙げられる。対象事業は、メキシコ等の複数の中南米諸国の ESCO 事業である。実施した背景の一つとして、ESCO 事業への資金調達手段の確保が挙げられており、本件の意義と共通する部分のあることが伺える。

<sup>1)</sup> 杉山大志・木村宰・野田冬彦、2010、「省エネルギー政策論」エネルギーフォーラム

#### 4.スキーム図



※スキーム内の役割分担

- ・北陸GB1号事業(株): グリーンボンド発行、事業受託代表、資金管理等
- ・北陸グリーンボンド(株): グリーンボンド発行支援、事業モニタリング、レポート等
- ・選定事業者: 調査、設計、管理システム構築、施工、維持管理等

#### 5.スキームの流れ

<当初>

- (1) 北陸グリーンボンド(株) (以下、北陸GB) は、本スキームに参加する北陸3県の自治体(複数)を募り、参加検討の意向を有する自治体と協定を結び、本プロジェクト(既存照明設備のLED化をESCOにより実施する事業)を行うための組成支援を行う。具体的には、各自治体に対して、環境面・事業面における適切性を確保すべく、環境改善効果試算の支援、事業性評価の支援、公募要項の大枠の作成支援等を行う。環境改善効果試算の支援においては、必要に応じてCO2削減ポテンシャル診断機関<sup>2</sup>を活用する。
- (2) 自治体における本プロジェクト実施の検討が進んだ段階で、北陸GBは、100%出資の北陸GB事業SPCを設立し、各自治体との間で本プロジェクトの組成支援に関する合意を形成する。合意を形成した自治体に対して、上記の協定における検討事項を具体化すべく、公募要項の作成支援、事業者選定における事業評価・技術評価・環境評価の評価基準の策定支援等を行う。

<事業者の選定>

- (3) 本スキームに参加する自治体は、公募により事業者を募集する。この際、募集要項には、選定された事業者は、北陸GB事業SPCと任意組合(コンソーシアム)を構成

<sup>2</sup>工場や事業場等の事業所を対象にCO2削減ポテンシャル診断を実施する専門機関。詳細は環境省ホームページ参照。

し、明確な役割分担と責任範囲を取り決め、業務を実施する必要がある旨明記される。なお、事業者の選定は、一般的な自治体の公募手続きに則り、専門家で構成される選定委員会が行い、透明性を確保する観点から、北陸 GB 事業 SPC 及び北陸 GB は、事業者の選定には関与しない。

- (4) 選定された事業者は、北陸 GB 事業 SPC とコンソーシアムを構成し、自治体と包括事業契約を締結する。契約形態は、シェアード・セイビングス契約であるものの、資金は北陸 GB 事業 SPC がグリーンボンドにより調達し事業者を支払うため、事業者は自身で資金調達先を探す必要はない。また、コンソーシアムは北陸 GB に事業モニタリングやレポート等々の包括的なコンサルティング業務を委託する。

<グリーンボンドの発行>

- (5) 北陸 GB 事業 SPC はグリーンボンドを発行する。北陸 GB が発行支援を行う。

<調査、設計、施工期間>

- (6) 事業者は、既存照明設備の調査、LED 化のための設計、施工を行う。調査、設計、施工に必要な資金は、発生する都度北陸 GB 事業 SPC に請求し、グリーンボンドでの調達資金の中から支払いを受ける。また、北陸 GB は、事業モニタリングを行うとともにグリーンボンドに必要なレポート等を年に一度実施する。

<ESCO 期間（維持管理期間）>

- (7) 工事が完了した後、ESCO によるサービス期間（10 年）がスタート、事業者は設置した照明設備の維持管理を行い、省エネルギー量を保証する。これに対して、自治体はサービス料を定期的に北陸 GB 事業 SPC に支払う。
- (8) 北陸 GB 事業 SPC は自治体から徴収したサービス料を原資に、グリーンボンドの利払い、償還を行う。また、照明設備の維持管理費用を、事業者に発生の都度支払う。また、北陸 GB は、事業モニタリングを行うとともにグリーンボンドに必要なレポート等を年に一度実施する。

<ESCO 期間終了時>

- (9) ESCO 期間終了時までには、北陸 GB 事業 SPC はグリーンボンドの償還をすべて完了する。

## 6.発行体その他のスキーム関係者

名称	北陸グリーンボンド株式会社
概要	<p>本プロジェクトを行うために設立された株式会社であり、グリーンボンド発行を行う北陸 GB 事業 SPC を 100%出資で設立する。</p> <p>本プロジェクトでは、本スキームの自治体への導入提案や環境面での審査方法に関する自治体への知見提供、事業モニタリング、レポート等についてのコンサルティングを行う。</p>

名称	北陸グリーンボンド1号事業株式会社（仮称）（発行体）
概要	<p>グリーンボンド発行のために設立される SPC であり、北陸 GB の100%子会社である。</p> <p>自治体との包括事業契約において受託の代表者となる。グリーンボンド発行に関しては資産および資金の管理、証憑となる書類の保管等を行う。</p>

## 7. 想定スケジュール

	北陸GB	北陸GB事業SPC	自治体	事業者
平成30年度1Q	自治体への説明		LED化プロジェクト 導入検討	
平成30年度2Q				
平成30年度3Q			プロジェクト決定	
平成30年度4Q				
平成31年度1Q		設立	ESCO事業者公募	ESCO提案
平成31年度2Q		GB発行、調査着手金支払		調査着手金受け取り
平成31年度3Q				
平成31年度4Q		調査完了金支払い		調査完了金受け取り
平成32年度1Q		工事着手金支払い		工事着手金受け取り
平成32年度2Q				
平成32年度3Q		工事中間金支払い		工事中間金受け取り
平成32年度4Q		工事完工金支払い		工事完工金受け取り
平成33年度上期	業務管理費受取	サービス料金受取 業務管理費支払 維持管理費支払	サービス料金支払	維持管理費受取
平成33年度下期	業務管理費受取	サービス料金受取 業務管理費支払 維持管理費支払	サービス料金支払	維持管理費受取
.	.	.	.	.
.	.	.	.	.
.	.	.	.	.
.	.	.	.	.
平成42年度下期	業務管理費受取	サービス料金受取 業務管理費支払 維持管理費支払 GB最終償還	サービス料金支払	維持管理費受取

## 8.グリーンボンドフレームワークの適合性確認結果の概要

本グリーンボンドは、環境省が 2017 年 3 月に公表した「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」に整合するようフレームワークが整えられている。

本グリーンボンドの調達資金は、北陸 3 県（富山県、石川県、福井県）の自治体所有の既存照明設備を ESCO により LED 化するプロジェクトに充当される。LED 化により、本プロジェクトは明確な CO2 削減効果が見込まれており、北陸 GB が定量評価を行い、投資家に説明がなされる予定である。

本プロジェクトの評価・選定のプロセスは、明確に定められている。発起人は ESCO 事業に関わる中で ESCO を用いた自治体の既存照明の LED 化を進めるべく北陸 GB を設立しており、本プロジェクトを通じた環境貢献の目的は明確である。個別プロジェクトは自治体の既存照明設備の LED 化を ESCO にて行う事業に限定されている。請負う事業者は、自治体が公募し、公認会計士、弁護士、環境の専門家等から構成される委員会の審査により選定される予定であり、透明性が確保されている。

調達資金の管理は、グリーンボンド発行体である SPC が追跡管理を行い、年に一度公認会計士による監査が行われる予定である。SPC から事業者への資金の支払いは、工事の進捗状況に合わせて必要になる都度支払いが行われるため、調達資金は約 1 年半をかけてプロジェクトに充当される。未充当資金は普通預金で管理される予定である。

レポートは年に一度北陸 GB のホームページで開示される予定である。開示情報には、プロジェクトの概要や資金充当状況、プロジェクトから生じた CO2 削減効果などが含まれる予定である。

以上の点などを考慮し、グリーンボンドガイドラインとの適合性確認を行った結果、(株)格付投資情報センター (R&I) は、提出資料及び説明の内容がすべて履行されることを前提に、本グリーンボンドがグリーンボンドガイドラインに定める期待する事項（「すべき」項目）、推奨する事項（「望ましい」項目）をすべて満たしていることを確認した。

グリーンボンドガイドラインで定める、期待する事項（「すべき」項目）及び推奨する事項（「望ましい」項目）への適合性確認の概要は表 1 の通りである。具体的な適合性確認は P13 以降に記述している。



表1：環境省グリーンボンドガイドライン2017年版への適合チェック表

内容	ガイドライン記載箇所	べきである／望ましい	適合性確認結果	詳細ページ
<b>1. 調達資金の使用</b>				
1-1 グリーンボンドにより調達される資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべきである。当該環境改善効果があることは、発行体が評価すべきである。	1-①	べきである	○	P13
1-2 可能な場合には、調達資金の使用となるグリーンプロジェクトの環境改善効果を定量化することが望ましい。	1-①	望ましい	○	P13
1-3 調達資金の使用は、目録見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明すべきである。	1-④	べきである	○	P13
1-4 調達資金の使用の投資家への説明は、グリーンプロジェクトに関する一定の事業区分を示して行うべきである。	1-⑤	べきである	○	P14
1-5 調達資金の使用となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合、調達資金の使用の投資家への説明は、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。	1-⑤	望ましい	○	P14
1-6 グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境に対してネガティブな効果も持つ場合、調達資金の使用の投資家への説明の際に、そのネガティブな効果に対する評価や、対応の考え方を併せて説明すべきである。	1-⑥	べきである	○	P14
1-7 調達資金の使用に既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスが含まれる場合、調達資金の使用の投資家への説明の際に、①リファイナンスに充当される額(又は割合)、②リファイナンスに係るグリーンプロジェクト(又は事業区分)を含めることが望ましい。	1-⑦	望ましい	○	P15
<b>2. プロジェクトの評価及び選定プロセス</b>				
2-1 事前に投資家に、「環境面での目標」(グリーンボンドを通じて実現しようとする環境上のメリット)を説明すべきである。	2-①	べきである	○	P15
2-2 事前に投資家に、「標準」(「環境面での目標」に照らして具体的なプロジェクトを評価及び選定する際の判断の根拠)を説明すべきである。	2-①	べきである	○	P16
2-3 事前に投資家に、「プロセス」(例えば、「あるプロジェクトが上記目標や標準に照らして調達資金の充当対象として適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記標準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うか」等)を説明すべきである。	2-①	べきである	○	P16
2-4 「プロセス」には、環境関連部署などの専門的知見のある部署や外部機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。	2-⑨	望ましい	○	P17
<b>3. 調達資金の管理</b>				
3-1 調達資金の全額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部プロセスによって統制を受けるべきである。	3-①	べきである	○	P17
3-2 グリーンボンドが償還されるまでの間、グリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計が、グリーンボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的に調整を行うべきである。	3-②	べきである	○	P17
3-3 調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。	3-⑤	べきである	○	P18
3-4 調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。	3-⑥	望ましい	○	P18
3-5 未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。	3-⑧	べきである	○	P18
3-6 未充当資金の運用方法は、安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。	3-⑨	望ましい	○	P19
<b>4. レポート</b>				
4-1 グリーンボンド発行後に、グリーンボンドによる調達資金の使用に関する最新の情報を、一般に開示すべきである。	4-①	べきである	○	P19
4-2 情報の開示は、全ての調達資金が充当されるまでは少なくとも1年に1回行うべきである。また、全ての調達資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には、必要に応じて開示すべきである。	4-②	べきである	○	P19
4-3 開示情報には、以下の項目が含まれるべきである。 ・調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト ・各グリーンプロジェクトの概要(進捗状況を含む) ・各グリーンプロジェクトに充当した資金の額 ・各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果 ・未充当資金の額又は割合、充当予定時期、運用方法	4-③	べきである	○	P19
4-4 調達資金をリファイナンスに充当した場合、開示情報には、①調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額(又は割合)、②リファイナンスに係るグリーンプロジェクト(又は事業区分)が含まれることが望ましい。	4-④	望ましい	○	P20
4-5 情報開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましい。守秘義務契約等の関係でこれが難しい場合、情報を集約した形式で行うことも考えられる。	4-⑤	望ましい	○	P20
4-6 環境改善効果の情報開示に当たっては、グリーンプロジェクトの性質等に留意して、適切な指標を用いるべきである。	4-⑦	べきである	○	P21
4-7 環境改善効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。	4-⑧	望ましい	○	P21
<b>5. 外部機関によるレビュー</b>				
5-1 発行体が、グリーンボンド発行に関するフレームワークに関する事項に係る自らの対応について、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。	5-①	望ましい	○	P21
5-2 レビューを付与する外部機関は、どの事項について、どのような評価基準に照らして評価を行ったかを、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すことが望ましい。	5-④	望ましい	○	P22
5-3 外部機関によるレビューを受けた場合には、結果に係る文書等について開示することが望ましい。	5-⑤	望ましい	○	P22
5-4 レビューを付与する外部機関には、レビューを付与する事項に関連する専門的知見が備わることが望ましい。	5-⑥	望ましい	○	P22
5-5 レビューを付与する外部機関には、発行体との間での第三者性が確保されることが望ましい。	5-⑥	望ましい	○	P22
5-6 レビューを行う外部機関は、その専門的知見や第三者性について、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すことが望ましい。	5-⑩	望ましい	○	P23

## 9.グリーンボンドフレームワークの内容

### 1.調達資金の用途

本グリーンボンドの調達資金は、北陸3県の自治体が所有する既存照明設備を、ESCOによりLED化するプロジェクトに全額充当される。

本プロジェクトはグリーンボンドガイドラインの資金用途区分で、「省エネルギーに関する事業」に分類されると考えられる。現時点では個別プロジェクトは未確定であるものの、平成30年度に本スキームに参加する自治体を募り、平成31年度初めに事業者の公募を行った後起債を予定していることから、起債時には、個別具体的なプロジェクトが確定している見込みである。

資金用途となるプロジェクトはすべて新規プロジェクトであり、調達資金はリファイナンスには充当されない。

本プロジェクトから発生する環境改善効果は、照明設備のLED化による省エネルギーを通じたCO2排出量の削減である。CO2削減見込量は、現時点では北陸GBにより一定の想定を基に推計され、評価されている。具体的には、交換が想定される照明設備をLED化した場合に削減できる電力消費量(kwh)に、北陸電力の直近の実排出係数をかけ、CO2削減量を算出している。現時点では個別プロジェクトが確定していないことから本CO2削減量は概算値であるものの、起債時点には個別プロジェクトが確定することから、より具体的な数値が投資家に説明される予定である。

本プロジェクトからは、工事に伴う騒音、廃棄物処理に伴う有害物質の排出(PCB、水銀等)等の環境に与えるネガティブな効果が想定されている。これらのネガティブな効果については、実際に工事を行う事業者によって対策がなされ、これらの対策の妥当性は自治体への公募時の審査にて判断される。北陸GBにおいても、これらの対策の実施状況に関するモニタリングが行われる予定である。

#### 白熱電球、蛍光灯、LEDランプのエネルギー効率等の比較

	白熱電球	電球形蛍光灯	電球形LEDランプ
写真			
価格	62~100円程度	280~1,000円程度	1,000~3,000円程度
エネルギー効率 (lm/W)	15 (54W,810lm)	68 (12W,810lm)	90 (9.4W,850lm)
寿命(参考)	1,000時間	6,000~10,000時間	20,000~40,000時間
特徴	・安価	・省電力(白熱電球の約1/4) ・長寿命(白熱電球の6-10倍)	・省電力(蛍光灯の約3/4) ・長寿命(蛍光灯の4-7倍)

※最も広く使われている口金サイズのE26における比較。

※白熱電球60W相当品での比較。電球形LEDランプは昼白色相当。

※照明メーカーカタログより。

【出所】「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 照明器具等判断基準ワーキンググループ 取りまとめ」(平成29年3月31日)を基にR&I加工

## 2.プロジェクトの評価・選定のプロセス

明確な環境改善効果をもたらす事業が、実際に対象事業として選定されることを確保するためには、発行体が当該グリーンボンドを通じて実現しようとする環境面での目標、当該目標に照らしてグリーンプロジェクトの評価・選定をするための規準、及び、規準に従い選定を行うプロセスを確認することが肝要である。

発行体の親会社である北陸 GB は、本プロジェクトを実施するために設立された株式会社である。北陸 GB は、本プロジェクトを通じて自治体の既存照明設備を LED 化することにより、CO2 排出量を削減し、地球温暖化緩和に貢献することを企図している。また、SPC がグリーンボンドを発行し資金調達することにより、地元企業の ESCO 事業参入を支援し、地域経済の発展に貢献することを目指す。

個別プロジェクトを選定するに当たり、北陸 GB は以下を選定基準とする。

- I. 自治体所有の既存照明設備を LED 化する事業（省エネ事業）であること
- II. ESCO によって実施するものであること
- III. 地方自治体の公募事業を請け負った事業者が実施すること

上記の規準に基づき、以下のプロセスでプロジェクトを選定する。

- i. 北陸 GB は、本スキームへの参加を検討する自治体に、公募要項や事業評価・技術的評価・環境的評価等の審査基準の作成、環境改善効果の算定等の支援を行い、プロジェクトの環境面での適切性を確保する。
- ii. 本スキームに参加した自治体が、ESCO の事業者を公募する。公募要項には上記の環境面での評価を含めた審査基準が明記される。
- iii. 公募に応じた事業者の中から、審査基準に従って、選定委員会が最優秀事業者を選出する。委員会は公認会計士や弁護士、環境の専門家等で構成される予定である。なお、透明性を確保する観点から、北陸 GB は組成支援時に環境に関する知見の提供は行うものの、審査のプロセスには関与しない。

## 3.調達資金の管理

調達資金は、グリーンボンド発行から、調査・工事期間である約 1 年半をかけて、分割してプロジェクトに充当される。北陸 GB 事業 SPC は、事業統括本部で、工事などの進捗確認、都度発生する請求書確認等の業務を行う。事業統括本部の各県担当及び事業統括本部長が確認した後、総合財務部にて決裁され、証憑の確認、帳簿の作成、口座からの支払が行われる。なお、帳簿の作成、管理はプロジェクトごとに行われる。この結果は年に一度北陸 GB 事業 SPC への公認会計士による監査にて確認がなされる予定である。

総合財務部では、プロジェクトへの充当資金と未充当資金の合計が、グリーンボンドの調達資金と整合するよう管理される。未充当資金は銀行普通預金にて運用される予定である。また、証憑となる書類等は、総合管理部に総括文書管理者を設け、文書管理規定にて文書の

保存期間及び保存期間の終了する日を定め、うえで適切に保管する。

#### 北陸 GB 事業 SPC の組織概要

- 代表取締役社長の下に事業統括本部、総合財務部、総合管理部の 3 つの部署が設置される。
- 事業統括本部は、調査設計、施工、維持管理を行う事業者の工事の進捗状況の管理等を行う。各県の担当が配置される。
- 総合財務部は、経理等の業務を行う。
- 総合管理部は、文書管理等の業務を行う。

#### 4. レポーティング

本グリーンボンドのレポーティングは、年に一度北陸 GB のホームページにて公表される。公表内容は、下記の内容を含む予定である。

- ✓ グリーンボンド発行により調達した資金を充当するグリーンプロジェクトの概要
- ✓ グリーンプロジェクトに充当した資金の額
- ✓ グリーンプロジェクトを実施することによって期待される環境改善効果（前提条件や算定方法を含む）
- ✓ 未充当資金の運用方法

上記のうち、環境改善効果の算定については、北陸 GB 事業 SPC と選定事業者で構成されるコンソーシアムから、北陸 GB に委託される。北陸 GB は、北陸 GB 事業 SPC を通じて事業者から基礎データとなる設備仕様、数量、運用状況等のデータを受領し、それを基に当該業務を環境省に認定された CO2 削減ポテンシャル診断機関に再委託する。

環境改善効果の算定は、電力削減量の実績値を基に、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省ホームページ参照）」に則り CO2 削減量を算定する。

#### 5. 外部機関によるレビュー

本グリーンボンドでは、資金の充当状況及び環境改善効果について外部機関によるレビューが行われる予定である。これらは、グリーンボンド発行後定期的に確認が行われ、レポーティングにてその結果が開示される予定である。

資金の充当状況については公認会計士の監査が行われる予定である。会計士は発行体と資本関係や人的関係のない第三者が選任される予定である。レポーティングでは会計士の名称、第三者性の有無、評価項目や評価基準を含む監査結果が開示される予定である。

環境改善効果は CO2 ポテンシャル診断機関により CO2 削減結果が算定される。現時点では発行体と関係のない第三者への委託が検討されているものの、診断機関は今後環境省の公募により採択されるため、事業者登録後に専門性を判断し選任する予定である。レポーティングでは診断機関の名称、第三者性の有無、評価項目や評価基準を含む診断結果が開示

される予定である。

## 10.グリーンボンドフレームワークの適合性確認結果

R&I は、環境省からの請負業務として、本グリーンボンドのフレームワークの「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」への適合性確認を行った。適合性確認に必要な資料は発起人 3 社から提供を受け、それらの情報に基づき追加資料の要請及びヒアリングを行った（適合性確認で参照した資料は P24 を参照）。その結果、本グリーンボンドのフレームワークは、発起人からの上記提出資料内容及び当方への説明内容が履行されることを前提に、ガイドラインに定める期待する事項（「すべき」項目）、推奨する事項（「望ましい」項目）のすべてを満たしていることを確認した。

なお、R&I が行う確認業務の範囲は、本モデル発行事例がガイドラインに定める期待する事項（「すべき」項目）、推奨する事項（「望ましい」項目）に沿っているかの確認に限定しており、本モデル発行事例のプロジェクトから生じる、騒音や振動、有害物質等の周辺住民への悪影響を、事業者及び発行体が適切に運営管理する能力や結果的に悪影響が生じる可能性の評価は、本業務の対象外である。

## ＜別添 1＞グリーンボンドガイドライン 2017 年版への項目別適合状況

### 1. 調達資金の使途

1-1 ガイドラインの内容
グリーンボンドにより調達される資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべきである。当該環境改善効果があることは、発行体が評価すべきである。
対応方法
本グリーンボンドの調達資金は、自治体が保有する既存照明設備を、ESCOによりLED化するプロジェクトに充当される。本プロジェクトはLED化による明確な環境改善効果が想定されている。当該効果は発行体から委託を受けた北陸 GB または再委託を受けたCO2ポテンシャル診断機関により評価される予定である。
適合性確認結果
調達資金は明確な改善効果をもたらすプロジェクトに充当され、環境改善効果については発行体が評価しており、ガイドラインに沿った対応が取られている。
1-2 ガイドラインの内容
可能な場合には、調達資金の使途となるグリーンプロジェクトの環境改善効果を定量化することが望ましい。
対応方法
環境改善効果は定量化されて測定される。具体的には、各市町村の既存照明設備の数、使用時間、定格出力等から現在の使用電力量及びCO2排出量を算出し、それらをLED照明に交換した場合のエネルギー削減量を算出、これに直近の北陸電力の実排出係数をかけ、CO2排出削減量の試算を行っている。 なお、具体的なプロジェクトが確定していないことから、現状は対象プロジェクト内容にいくつかの仮定を置いて北陸 GB が試算を行っているものの、債券発行時点では具体的なプロジェクトが確定することからより実際の数値に近い数値が計算される予定である。
適合性確認結果
グリーンプロジェクトの環境改善効果は定量化して評価されており、ガイドラインに沿った対応が取られている。本プロジェクトからは十分な環境改善効果が想定されている。
1-3 ガイドラインの内容
調達資金の使途は、目論見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明すべきである。

対応方法

調達資金の使途は、目論見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明される予定である。

適合性確認結果

調達資金の使途は目論見書その他の書類によって投資家に説明される予定であり、ガイドラインに沿った対応がなされる予定である。

1-4 ガイドラインの内容

調達資金の使途の投資家への説明は、グリーンプロジェクトに関する一定の事業区分を示して行うべきである。

対応方法

本グリーンボンドの資金使途は「省エネルギーに関する事業」に該当し、その旨を投資家に説明する予定である。

適合性確認結果

「省エネルギーに関する事業である」旨が投資家に説明される予定であり、投資家への説明はガイドラインに沿って行われる予定である。

1-5 ガイドラインの内容

調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合、調達資金の使途の投資家への説明は、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。

対応方法

個別のグリーンプロジェクトは具体的に確定しておらず、現時点では、想定されるプロジェクトを基に環境改善効果などの試算が行われている。発行前には具体的なグリーンプロジェクトが確定し、投資家に事前に説明がなされる予定である。

適合性確認結果

個別のプロジェクトは現時点では具体的に確定していないものの、債券発行前に確定する予定である。投資家には発行前に具体的なグリーンプロジェクトが説明される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

1-6 ガイドラインの内容

グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境に対してネガティブな効果も持つ場合、調達資金の使途の投資家への説明の際に、そのネガティブな効果に対する評価や、対応の考え方等を併せて説明すべきである。

対応方法

<p>本事業から想定されるネガティブな効果は、LED 交換工事に伴う騒音、有害物質の排出（水銀、PCB 等）、不適切工事による光害等である。ネガティブな効果の評価及び対策の実施、管理は今後選定される工事事業者により行われる。ネガティブな効果への対応方法は、工事事業者から自治体への提案書に記載され、自治体の審査基準により審査が行われる。北陸 GB は審査にはかかわらないものの、審査基準は北陸 GB が知見を提供し、より環境への配慮がなされたものとなる見込みである。さらに、北陸 GB はこれらネガティブな効果への対応の実施状況についてモニタリングを行う。これらの対応方法は投資家に説明される予定である。</p>
<p><b>適合性確認結果</b></p>
<p>本プロジェクトから発生するネガティブな効果は、公募により選定される事業者により評価及び対策の実施、管理が行われる。当該対応方法は北陸 GB の提供した知見を基に自治体により審査される。さらに対応結果は北陸 GB が確認を行う。当該対応方法は投資家向けに説明がなされる予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。</p>

<p><b>1-7 ガイドラインの内容</b></p>
<p>調達資金の使途に既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスが含まれる場合、調達資金の使途の投資家への説明の際に、①リファイナンスに充当される額（又は割合）、②リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）を含めることが望ましい。</p>
<p><b>対応方法</b></p>
<p>調達資金の使途にリファイナンスは含まれない。</p>
<p><b>適合性確認結果</b></p>
<p>調達資金の使途にリファイナンスは含まれないため、対応は不要である。</p>

## 2.プロジェクトの評価及び選定のプロセス

<p><b>2-1 ガイドラインの内容</b></p>
<p>事前に投資家に、「環境面での目標」（グリーンボンドを通じて実現しようとする環境上のメリット）を説明すべきである。</p>
<p><b>対応方法</b></p>
<p>本グリーンボンド発行による環境面の目標は、「地方自治体を対象とした、既存施設屋内照明および街路灯等（道路灯・公園灯・街路灯・トンネル灯・防犯灯・駐車灯等）の LED 化 ESCO 事業に対する、グリーンボンド発行による CO2 削減・省エネルギープロジェクトの普及促進により、温暖化・気候変動の防止へ貢献するとともに、地域経済の発展及び</p>



地方創生の地域モデルを目指す。」ことである。この内容は投資家に明示される予定である。
<b>適合性確認結果</b>
北陸 GB はグリーンボンド発行による LED 化 ESCO 事業を通して地球温暖化緩和に取り組むために設立され、本目標に向けて事業に取り組む。これらは事前に投資家に説明される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

<b>2-2 ガイドラインの内容</b>
事前に投資家に、「規準」（「環境面での目標」に照らして具体的なプロジェクトを評価及び選定する際の判断の根拠）を説明すべきである。
<b>対応方法</b>
資金充当対象となるプロジェクトは、以下の 3 要素を全て備えるものに限定している。 i)自治体所有の既存照明設備の LED 化事業（省エネ事業）であること ii)ESCO によって実施するものであること iii)地方自治体の公募事業を請け負った事業者が実施するものであること また、事業者の評価及び選定の基準は、自治体の公募資料に審査方法が記載される。この審査方法には、プロジェクトへの環境的評価が含まれ、ESCO 事業に精通した北陸 GB が自治体に知見を提供する。これらの内容は投資家に明示される予定である。
<b>適合性確認結果</b>
グリーンプロジェクトは、上記 3 要件を満たす自治体の公募事業に限定され、LED 化事業であることから明確な環境改善効果を有する。 さらに自治体の公募における審査基準は、プロジェクトへの環境的評価が含まれ、さらに ESCO 事業に精通した北陸 GB が知見を提供している。 これら規準は、事前に投資家に説明される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

<b>2-3 ガイドラインの内容</b>
事前に投資家に、「プロセス」（例えば、「あるプロジェクトが上記目標や規準に照らして調達資金の充当対象として適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うか」等）を説明すべきである。
<b>対応方法</b>
北陸 GB は、北陸 3 県の自治体を対象に、上記 3 要件を満たす事業の実施を希望する自治体を探し、自治体を通して事業者を公募する。公募のプロセスに北陸 GB は関わらないものの、環境面での知見を自治体に提供し、公募の審査基準にはその内容が反映される。審査では、公募資料にて定められた審査規準を基に、専門家で構成される委員会が事

業者の選定を行う。この内容が投資家に明示される予定である。
<b>適合性確認結果</b>
グリーンプロジェクトの選定は、上記規準を満たすプロジェクトの中から自治体の審査を経て決定される。本プロセスは事前に投資家に説明される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

<b>2-4 ガイドラインの内容</b>
「プロセス」には、環境関連部署などの専門的知見のある部署や外部機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。
<b>対応方法</b>
自治体の選考委員会には環境や会計、法務に関する専門家が関与している。また、ESCO事業に精通した北陸 GB が知見を提供する。
<b>適合性確認結果</b>
環境の観点からの適切性は確保され、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

### 3.調達資金の管理

<b>3-1 ガイドラインの内容</b>
調達資金の全額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部プロセスによって統制を受けるべきである。
<b>対応方法</b>
北陸 GB 事業 SPC の事業統括本部内各県担当で、工事などの進捗確認等の業務を行う。都度発生する請求書確認は、事業統括本部各県担当及び同本部長確認後、総合財務部にて決裁される。証憑の確認、帳簿の作成、口座からの支払は総合財務部にて行う。なお、帳簿の作成、管理はプロジェクトごとに行われる。この結果は年に一度事業 SPC への公認会計士による監査にて確認がなされる予定である。
<b>適合性確認結果</b>
請求書の確認は、事業統括本部各県担当→事業統括本部長→総合財務部の順で決裁され、総合財務部により口座から支払いが行われる。その内容は年に一度公認会計士による監査で確認される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

<b>3-2 ガイドラインの内容</b>
グリーンボンドが償還されるまでの間、グリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計が、グリーンボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的に調整

を行うべきである。

#### 対応方法

グリーンボンドが償還されるまでの間、北陸 GB 事業 SPC の総合財務部にてグリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計が、グリーンボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的に調整を行う。この結果は年に一度事業 SPC への公認会計士による監査にて確認がなされる予定である。

#### 適合性確認結果

北陸 GB 事業 SPC の総合財務部にて、グリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計が、グリーンボンドによる調達資金の合計額と整合するよう定期的に調整を行う予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

### 3-3 ガイドラインの内容

調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。

#### 対応方法

調達資金の追跡管理は、3-1、3-2 に記載の方法で行われ、その内容が投資家に事前に説明される予定である。

#### 適合性確認結果

調達資金の追跡管理方法について、投資家に事前に説明される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

### 3-4 ガイドラインの内容

調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。

#### 対応方法

北陸 GB 事業 SPC の総管理部に総括文書管理者を設け、文書管理規定にて文書の保存期間及び保存期間の終了する日を定め、たうえで適切に保管する。

#### 適合性確認結果

証憑となる書類は文書管理規定に従い適切に管理される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

### 3-5 ガイドラインの内容

未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。

#### 対応方法

未充当資金は普通銀行預金で運用される予定であり、事前に投資家に説明される予定

である。
<b>適合性確認結果</b>
未充当資金の運用方法は投資家に説明される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

<b>3-6 ガイドラインの内容</b>
未充当資金の運用方法は、安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。
<b>対応方法</b>
普通銀行預金で運用する予定である。
<b>適合性確認結果</b>
未充当資金は普通預金で運用される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

#### 4. レポーティング

<b>4-1 ガイドラインの内容</b>
グリーンボンド発行後に、グリーンボンドによる調達資金の使用に関する最新の情報を、一般に開示すべきである。
<b>対応方法</b>
北陸 GB のホームページ上で年 1 回公開する。
<b>適合性確認結果</b>
ホームページ上で公開する予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

<b>4-2 ガイドラインの内容</b>
情報の開示は、全ての調達資金が充当されるまでは少なくとも 1 年に 1 回行うべきである。また、全ての調達資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には、必要に応じて開示すべきである。
<b>対応方法</b>
北陸 GB のホームページ上で年 1 回公開する。事業不履行による契約の変更や大きな事故や災害などの重要事項は、発生都度投資家に報告される予定である。
<b>適合性確認結果</b>
ホームページ上で年に 1 回公開される。大きな状況の変化があった場合、発生の都度

投資家に報告される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

#### 4-3 ガイドラインの内容

開示情報には、以下の項目が含まれるべきである。

- ① 調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト
- ② 各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む）
- ③ 各グリーンプロジェクトに充当した資金の額
- ④ 各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果
- ⑤ 未充当資金の額又は割合、充当予定時期、運用方法

#### 対応方法

情報の開示は、プロジェクト毎に行う。

<公開情報例>

- ・グリーンボンド発行により調達した資金を充当するグリーンプロジェクトの概要
- ・グリーンプロジェクトに充当した資金の額
- ・グリーンプロジェクトを実施することによって期待される環境改善効果
- ・未充当資金の額又は割合、充当予定時期、運用方法

<環境改善効果についての算定方法>

- ① 電力削減量については実績値を測定する。
- ② ①の結果に対し、環境省策定の「温室効果ガス排出量算定・報告書マニュアル」記載方法に則り CO2 削減量を算定する。

#### 適合性確認結果

開示情報には、グリーンプロジェクトの一覧及び概要、充当した資金の額、環境改善効果、未充当資金の額・充当予定時期・運用方法が含まれ、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

#### 4-4 ガイドラインの内容

調達資金をリファイナンスに充当した場合、開示情報には、①調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、②リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）が含まれることが望ましい。

#### 対応方法

リファイナンスは行わない。

#### 適合性確認結果

リファイナンスは行わないため、対応は不要である。

#### 4-5 ガイドラインの内容

<p>情報開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましい。守秘義務契約等の関係でこれが難しい場合、情報を集約した形式で行うことも考えられる。</p>
<p><b>対応方法</b></p>
<p>情報の開示は、プロジェクト毎に行う。</p>
<p><b>適合性確認結果</b></p>
<p>情報の開示は、プロジェクト毎に行う予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。</p>

<p><b>4-6 ガイドラインの内容</b></p>
<p>環境改善効果の情報開示に当たっては、グリーンプロジェクトの性質等に留意して、適切な指標を用いるべきである。</p>
<p><b>対応方法</b></p>
<p>CO2 削減量を開示する。</p>
<p><b>適合性確認結果</b></p>
<p>本グリーンプロジェクトからもたらされる環境改善効果は CO2 の削減であり、レポートでは CO2 削減量が開示される。適切な指標が用いられており、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。</p>

<p><b>4-7 ガイドラインの内容</b></p>
<p>環境改善効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。</p>
<p><b>対応方法</b></p>
<p>定量的な指標として CO2 削減量が用いられる。算定方法や前提条件がレポートで開示される予定である。</p>
<p><b>適合性確認結果</b></p>
<p>レポートには定量的な指標として CO2 削減量が用いられる。また算定方法や前提条件も一緒にレポートで開示される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である</p>

## 5.外部機関によるレビュー

<p><b>5-1 ガイドラインの内容</b></p>
<p>発行体が、グリーンボンド発行に関するフレームワークに関する事項に係る自らの対応について、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。</p>

対応方法
発行体は、資金の充当状況については会計士の監査を、環境改善効果については CO2 ポテンシャル診断機関のレビューを、グリーンボンド発行後に受ける予定である。
適合性確認結果
資金充当と環境改善効果について外部機関のレビューを活用する予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

5-2 ガイドラインの内容
レビューを付与する外部機関は、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかを、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すことが望ましい。
対応方法
レポートニング時に、評価項目及び評価基準を含む会計監査の結果の概要について報告がなされる予定である。また、CO2 ポテンシャル診断についても同様に評価項目及び評価基準を含む診断結果の概要が開示される予定である。
適合性確認結果
評価項目及び評価基準を含むレビュー結果の概要について、レポートニングにて開示される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

5-3 ガイドラインの内容
外部機関によるレビューを受けた場合には、結果に係る文書等について開示することが望ましい。
対応方法
会計監査結果の概要及び CO2 ポテンシャル診断結果の概要について、レポートニング時に開示される予定である。
適合性確認結果
外部機関のレビュー結果の概要がレポートニング時に開示される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

5-4 ガイドラインの内容
レビューを付与する外部機関には、レビューを付与する事項に関連する専門的知見が備わることが望ましい。
対応方法
監査については公認会計士資格を取得した会計士が行い、CO2 ポテンシャル診断は環境省の公募に採択された、CO2 削減算定に関する資格要件を満たした診断機関が行う予定である。

適合性確認結果
レビューを行う外部機関には専門的知見が備わっており、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。

5-5 ガイドラインの内容
---------------

レビューを付与する外部機関には、発行体との間での第三者性が確保されることが望ましい。
--

対応方法
------

監査を行う会計士については、資本関係や人的関係の無い第三者が選任される予定である。また、CO2 ポテンシャル診断機関については、第三者性を高めるために資本関係及び人的関係が無い事業者の選任を検討しているものの、現段階では環境省の公募前であることから具体的な事業者が未確定であるため、事業者登録後に専門性の実力を判断し選任する予定である。
--

適合性確認結果
---------

レビューを付与する外部機関は発行体と関係のない第三者への委託が検討されており、ガイドラインに沿った対応が取られる予定である。
--

5-6 ガイドラインの内容
---------------

レビューを行う外部機関は、その専門的知見や第三者性について、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すことが望ましい。
--

対応方法
------

レポートには監査を行う会計士及びCO2 ポテンシャル診断機関の名称が明記される予定である。また、レビュー機関の第三者性について、レポートにて記載がなされる予定である。
---

適合性確認結果
---------

レポートにて、レビュー機関の専門性及び第三者性についてわかるよう記載される予定であり、ガイドラインに沿った対応が取られている。
---



## ＜別添 2＞確認情報一覧

本確認事業に関して、参照した主な情報は下記のとおりであり、2018年2～3月に受領・確認した。

No.	資料名
1	応募発行事例の概要について（環境省作成）
2	平成 29 年度グリーンボンド発行モデル創出事業モデル発行事例 応募書類
3	自治体における ESCO 事業公募要項（案）
4	グリーンボンド発行に関するスキーム図
5	組織図（北陸グリーンボンド 1 号事業株式会社（仮称））および職務権限者
6	組織図（北陸グリーンボンド株式会社）および職務権限者
7	北陸グリーンボンド 1 号事業株式会社（仮称）の職務権限表（詳細未定）
8	北陸グリーンボンド株式会社の職務権限表（詳細未定）
9	資金調達及び資金使途タイミングについて
10	事業者選定の内容と役割について
11	ネガティブな効果の対応策
12	調達資金の管理方法について
13	文書等の作成・保管部署について（概要案）
14	文書管理規定について（概要案）
15	LED 化による CO2 削減量の試算（街路灯、施設灯）及びその根拠となる資料
16	発起人 3 社の会社概要、定款
17	平成 30 年 3 月 5 日 追加資料依頼に対する回答
18	平成 30 年 3 月 7 日 質問状に対する回答
19	平成 30 年 3 月 12 日 質問状に対する回答
20	平成 30 年 3 月 1 日 ヒアリング 場所：環境省 受領資料：プロジェクトの概要、組織図、スキーム図等 主な確認事項：プロジェクトやスキームの概要、ガイドラインに定める事項の適合状況
21	平成 30 年 3 月 15 日 ヒアリング 場所：環境省 受領資料：組織図、スキーム図等 主な確認事項：プロジェクトやスキームの内容、適合状況の最終確認